

宇部市通学路安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和元年7月
宇部市通学路安全対策合同会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年7月に各小・中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関で協議してきました。

平成25年度には、「宇部市交通安全プログラム」を策定し、関係機関との連携体制を築き、通学路の交通安全に向けた取り組みを実施してきたところです。

しかしながら、平成30年5月に、下校中の児童がさらわれ殺害されるという事案も発生し、通学路における防犯対策の強化が求められています。

また、同年6月には、大きな地震により倒壊した学校施設のブロックに挟まれ児童が死亡するという事案を受け、防災面での安全対策の在り方についても見直しが要求されることとなりました。

本市では、このような背景を受け、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「宇部市通学路安全プログラム」と改訂し、「交通」に加えて、「防犯」、「防災」の三つの視点で、通学路の安全確保に取り組んでいきます。

今後も、教職員・保護者・地域住民はもとより、警察・道路管理者など関係機関と緊密な連携を図りながら進めるとともに、校種や学年等に応じた安全教育を計画的・継続的に実施する必要があります。

◎通学路の安全対策を検討する上での3観点

「交通安全」・・・通学中の様々な交通場面における危険に対する安全対策

「防 犯」・・・通学中の声かけやつきまといなど犯罪に対する安全対策

「防 災」・・・通学中の水路の増水や崖くずれなど災害発生に対する安全対策

2 宇部市通学路安全対策合同会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全対策合同会議」を設置します。本プログラムは、この会議で協議し、策定及び改訂します。

- ・国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所交通対策課
- ・山口県宇部土木建築事務所企画調査室
- ・山口県宇部警察署交通総務課 ・山口県宇部警察署生活安全課
- ・宇部市小学校長会 ・宇部市中学校長会
- ・宇部市都市整備部道路整備課 ・宇部市市民環境部市民活動課
- ・宇部市こども・若者応援部保育幼稚園学童課
- ・宇部市教育委員会

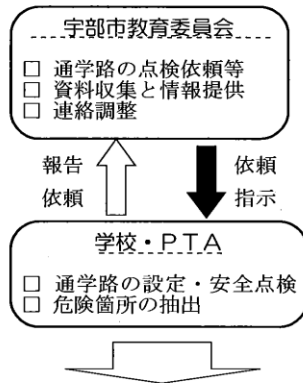
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

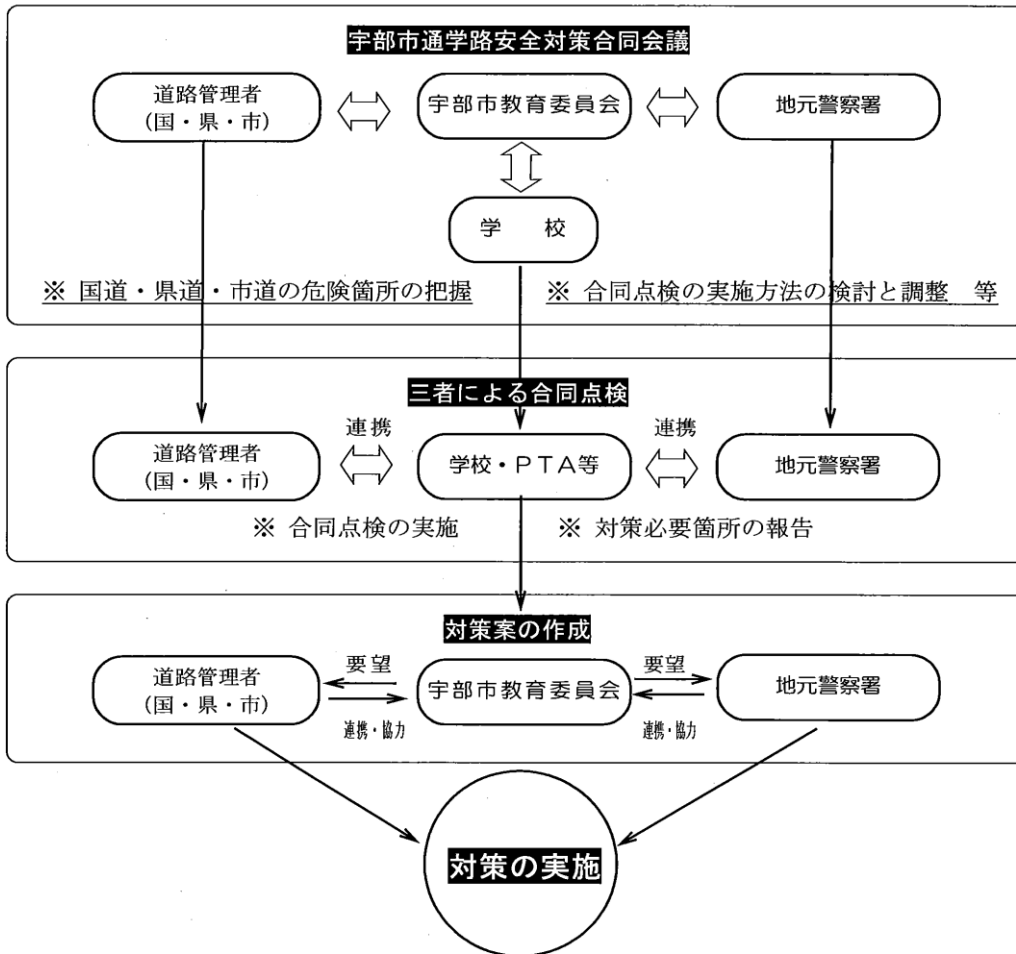
通学路の安全を確保するため、合同会議や合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果について検討し、対策の改善・充実を行います。

【フロー図】

1 通学路における合同点検の流れ



2 危険箇所の抽出を受けた後の流れ



(2) 対策スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
①危険箇所の抽出													
			②合同会議										
			③合同点検										
			④対策の検討			注) 対策実施は、単年度で対策が完了しない場合もあります							
			⑤対策実施										
			⑥学校による対策の検証										

① 危険箇所の抽出

年度初めに、市内の小・中学校が教育委員会に校区内の危険箇所について報告を行います。

② 合同会議の実施

7月初めに学校、教育委員会、警察、道路管理者等が集まり、対策内容の報告を行うとともに、新たな危険箇所や対策方法等について協議します。

③ 合同点検の実施

7月から8月にかけて、合同点検を実施します。

④ 対策の検討

合同点検の結果から明らか

になった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

⑤ 対策実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係機関で連携を図ります。なお、対策については、宇部市ホームページ等で随時報告します。対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

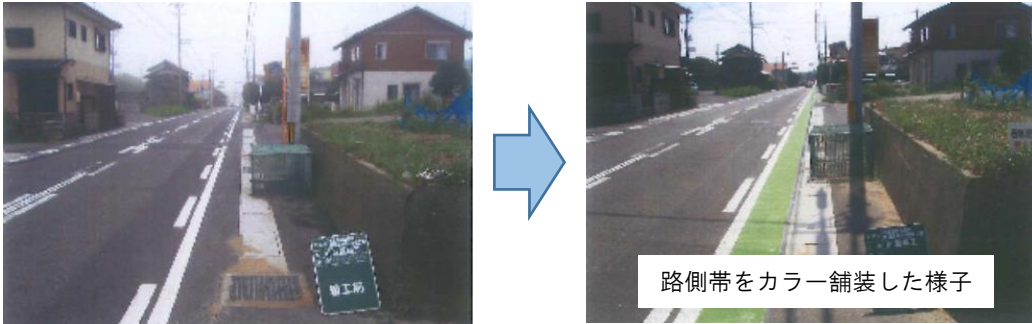
⑥ 対策の検証

対策の実施メニューの決定を受けて、学校を含めた各関係機関が通学路の改善を図ります。その後、学校が実際の通学路の安全性を検証し、適切な改善であったのか、また、他の改善方法が必要であるのかを、事務局を通して各関係機関に伝えていきます。さらに、学校においては、次年度の通学路安全対策箇所の調査への引継資料を作成し、通学路の安全性を高めていきます。



学校、教育委員会、警察、道路管理者による合同点検の様子

〈これまでの対策例〉



(3) 学校・関係機関等の果たす役割および取組

児童生徒が、安心して通学できる安全な状態を確保するためには、学校・教育委員会のみならず、警察・道路管理者等、通学路に関わる全ての関係者がそれぞれの役割を確認し、連携・協働しながら対策を講ずることが重要です。主な役割や取組例を提示すると次の通りです。

◇学校・教育委員会

【主な役割】

- 児童生徒に対して、登下校時の安全指導を実施する。
- 保護者及び警察、ボランティア団体等地域の関係機関・団体等との連携を強化する。

【取組例】

- ① 通学路及び周辺環境の改善
学校で実施可能な環境改善を行う。
- ② 通学路の見直し
道路環境の変化等に応じて、通学路の見直しを図る。
- ③ 見守り活動の強化
保護者、スクールガード等と連携して、危険箇所の見守り活動を強化する。
- ④ 安全教育等の充実
校種や学年、地域の実情等に応じた的確かつ具体的な安全教育を実施する。
 - ア) 安全学習
 - ・危険予測学習（KYT）の推進
 - ・通学路安全マップづくり（「子ども110番の家」の周知）
 - ・交通安全教室等の実施
 - ・サイクル・スクールリーダー活動の推進
 - ・防犯教室・訓練の実施
 - ・加害者（車両乗用中）の責任に係る学習の実施
 - イ) 安全指導
 - ・通学路における危険箇所の周知・注意喚起
 - ・交通マナーの指導
 - ウ) 保護者等への周知

・通学路の危険箇所状況等を学校だより、ホームページ等により周知

◇警察

【主な役割】

- 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために、信号機・道路標識・横断歩道等の設置や交通規制を行う。
- 通学路において、道路利用者への交通指導を行う。

【取組例】

- ① 交通規制
 - ・時間指定の進入禁止、一方通行等の規制を行う。
- ② 信号機の設置・管理
 - ・新設、歩行者用青時間の長さの調整を行う。
- ③ 横断歩道の管理
 - ・新設、薄れの補修を行う。
- ④ 規制標識・道路標示の管理
 - ・新設、破損・薄れの補修等を行う。

◇道路管理者（国・県・市）

【主な役割】

- 児童生徒が安全に通学できるように道路の維持・修繕・新設等の安全対策を実施する。

【取組例】

- ① 歩道の設置・管理
 - ・車道との区分の明確化、幅員の確保、防護柵の設置、植栽のせん定等を行う。
- ② 案内標識・警戒標識・区画線の設置・管理
 - ・新設、破損・薄れの補修等を行う。
- ③ 道路反射鏡（カーブミラー等）の設置・管理
 - ・新設、破損の補修や汚れの清掃等を行う。
- ④ 道路照明灯の設置・管理
 - ・新設、不備の改善等を行う。
- ⑤ 車両の速度抑制の実施
 - ・減速マーク、ハンプ等の設置・管理、交差点形状の変更等を行う。

◇警察・道路管理者

【主な役割】

- 警察・道路管理者が連携を図り、児童生徒が安全に通学できるように安全対策を実施する。

【取組例】

- ① ゾーン30の実施
- ② 交差点のコンパクト化
- ③ 路側帯の拡幅・中央線の抹消等の実施

【参考】対策事例

□東岐波小校区（外側線の更新、路面表示例）



□恩田小校区（外側線の設置例）



□厚南小校区（道路標識の設置例）



□小羽山小校区（外側線の設置例）

